

村山市監査委員公告第9号

財政援助団体等監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和2年2月18日

村山市監査委員 古瀬 忠 昭

村山市監査委員 寺 崎 智 広

記

1. 監査の対象 一般財団法人 村山市スポーツ協会
2. 監査の期間 令和2年2月4日から令和2年2月18日
3. 監査の範囲 平成30年度、令和元年度における指定管理に係る財務に関する事務及び関連事務事業の執行状況
4. 監査の方法
村山市監査委員条例第6条の規定により監査資料の提出を求め、財務関係諸帳簿など関係書類について審査を行うとともに、令和2年2月18日に関係職員から説明を受け、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。
5. 監査の結果 指摘事項はなく、おおむね適正と認めた。